

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
第25類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント 注 1~3 (省略) 4 第25.30項には、蛭石、真珠岩及び緑泥岩（膨張させてないものに限る。）、アースカラー（焼いてあるかないか又は相互に混合してあるかないかを問わない。）、天然の雲母酸化鉄、こはく、海泡石（磨いてあるかないかを問わない。）、板状、棒状その他これらに類する形状に凝結させたこはく及び海泡石（凝結させたものにあつては、成形後に加工したものを除く。）、黒玉、ストロンチアナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く。）並びに陶磁製品、れんが又はコンクリートの破片を含む。						
第25類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント 注 1~3 (省略) 4 第25.30項には、蛭石、真珠岩及び緑泥岩（膨張させてないものに限る。）、アースカラー（焼いてあるかないか又は相互に混合してあるかないかを問わない。）、天然の雲母酸化鉄、こはく、海泡石（磨いてあるかないかを問わない。）、板状、棒状その他これらに類する形状に凝結させたこはく及び海泡石（凝結させたものにあつては、成形後に加工したものを除く。）、黒玉、ストロンチアナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く。）並びに陶磁製品の破片を含む。						第25.30項にれんが又はコンクリートの破片も含まれることを明記

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		小	大		小	大			
25.18	<u>ドロマイト(粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。)及びドロマイトラミングミックス</u>			25.18	<u>ドロマイト(粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。)及び凝結ドロマイト(タールドロマイトを含む。)</u>		ドロマイトに焼結したものやドロマイトラミングミックスも含まれることを明記		
2518.10 000	- ドロマイト(焼いたもの及び焼結したものを除く。)	MT	2518.10 000	<u>ドロマイト(焼いたものを除く。)</u>	MT		MT		
2518.20 000	- ドロマイト(焼いたもの及び焼結したものに限る。)	MT	2518.20 000	<u>- ドロマイト(焼いたものに限る。)</u>	MT		MT		
2518.30 000	<u>- ドロマイトラミングミックス</u> (削除)	MT	2518.30 000	<u>- 凝結ドロマイト(タールドロマイトを含む。)</u>	MT		MT		
25.30	鉱物(他の項に該当するものを除く。) (削除)		25.27 2527.00 000	<u>天然の水晶石及びチオライト</u>	MT	2527.00	号を削除		
2530.90 000	- その他のもの	MT	2530.30 2530.40 000 2530.90 000	鉱物(他の項に該当するものを除く。) <u>- 天然の雲母酸化鉄</u> <u>- その他のもの</u>	MT MT	2530.40	号を削除		

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			改正 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
第26類 鉱石、スラグ及び灰						
注						
1	この類には、次の物品を含まない。		1	この類には、次の物品を含まない。		
(a) ~ (b)	(省略)		(a) ~ (b)	(省略)		石油貯蔵タンクから得られた汚泥がこの類に含まれないことを明記。
(c) <u>石油貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として石油から成るもの(第27.10項参照)</u>				(新設)		特定の範疇の廃棄物に対してHS上に独立した地位を設けた。
(d)	(省略)		(c)	(省略)		
(e)	(省略)		(d)	(省略)		
(f)	(省略)		(e)	(省略)		
(g)	(省略)		(f)	(省略)		
2	(省略)		2	(省略)		
3 <u>第26.20項には、次の物品のみを含む。</u>			3 <u>第26.20項には、工業において金属の採取又は金属化合物の製造原料に使用する種類の灰及び残留物のみを含む。</u>			第26.20項に含まれる灰及び残留物の定義を明確化し、砒素を含有する灰及び残留物も含まれることを明記。
(a) <u>工業において金属の抽出又は金属化合物の製造原料に使用する種類の灰及び残留物(第26.21項の都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物を含まない。)</u>						特定の範疇の廃棄物に対してHS上に独立した地位を設けた。
(b) <u>砒素を含有する灰及び残留物で、砒素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの(金属を含有するかしないかを問わない。)</u>						
(次葉へ)			(次葉へ)			

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			改正 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
(前葉より)			(前葉より)			
<u>号注</u> <p>1 第2620.21号において「加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥」とは、加鉛ガソリン及び鉛アンチノック剤（例えば、テトラエチル鉛）の貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として鉛、鉛化合物及び酸化鉄から成るものといふ。</p> <p>2 硫素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有する灰及び残留物で、^ひ硫酸若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のものは、第2620.60号に属する。</p>			<p>(新設)</p> <p>「加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥」の定義を新設。</p>			

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
26.20	灰及び残留物（ ^ひ 砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。） - 亜鉛を主成分とするもの - ハードジンクスペルター		26.20	灰及び残留物（金属又はその化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。） - 亜鉛を主成分とするもの - ハードジンクスペルター		項の範囲を拡大し、砒素及び砒素化合物を含めた。
2620.11 000	- その他のもの	MT	2620.11 000	- その他のもの	MT	特定の範疇の廃棄物に対してHS上に独立した地位を設ける提案による。
2620.19 000	- 鉛を主成分とするもの	MT	2620.19 000	- 鉛を主成分とするもの	MT	
2620.21 000	- 加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥 - その他のもの	MT	2620.20 000	(新設)		
2620.29 000	- 銅を主成分とするもの	MT		- 銅を主成分とするもの	MT	貿易動向把握のため加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥を特掲。
2620.30 000	- アルミニウムを主成分とするもの	MT	2620.30 000	- アルミニウムを主成分とするもの	MT	
2620.40 000	(削除)	MT	2620.40 000	- バナジウムを主成分とするもの	MT	
2620.60 000	- ^ひ 砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有するもので、 ^ひ 砒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの - その他のもの	MT	2620.50 000	(新設)		2620.50号を削除
2620.91 000	- アンチモン、ベリリウム、カドミウム、クロム又はこれらの混合物を含有するもの	MT	2620.90 000	- その他のもの	MT	金属を含む灰及び残留物で、砒素、水銀及びタリウムを含むものについて号を新設。
2620.99 000	- その他のもの	MT		(新設)		特定の範疇の廃棄

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			改正 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
26.21	その他のスラグ及び灰(海草の灰(ケルプ)を含む。)並びに都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物		26.21 2621.00	000	その他のスラグ及び灰(海草の灰(ケルプ)を含む。)	
2621.10 000	- 都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物	M T			(新設)	M T
2621.90 000	- その他のもの	M T				

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう					
注 1~2 (省略) 3 第27.10項において「廃油」とは、この類の注2に定める石油及び歴青油を主成分とする廃棄物で、水と混合してあるかないかを問わないものとし、次の物品を含む。 (a) 一次製品として再利用できない油(例えば、使用済みの潤滑油、作動油及びトランス油) (b) 石油貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として石油及び一次製品の製造において使用された濃度の高い添加剤(例えば、化学品)を含有するもの (c) 水に乳化又は水と混合している状態の油(例えば、流出油、貯蔵タンクの洗浄から得られる油及び使用済みの切削油)	注 1~2 (省略) (新設)					廃油に関する定義を新設
号注 1~2 (省略) 3 第2707.10号、第2707.20号、第2707.30号、第2707.40号及び第2707.60号において「ベンゾール(ベンゼン)」、「トルオール(トルエン)」、「キシロール(キシレン)」、「ナフタレン」又は「フェノール」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン、ナフタレン又はフェノールの含有量が全重量の50%を超える物品をいう。 4 第2710.11号において「軽質油及びその調製品」とは、ASTM D 86の方法による温度210度における減失量加算留出容量が全容量の90%以上のものをいう。	号注 1~2 (省略) 3 第2707.10号、第2707.20号、第2707.30号、第2707.40号及び第2707.60号において「ベンゾール」、「トルオール」、「キシロール」、「ナフタレン」又は「フェノール」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン、ナフタレン又はフェノールの含有量が全重量の50%を超える物品をいう。 (新設)					括弧内の名称を追加
(次葉へ)	(次葉へ)					軽質油及び調製品の定義の明確化

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002 年)			旧規 (2001 年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	

(前葉より)

備考

1 第2710.11号及び第2710.19号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(a) ~ (f) (省略)

(前葉より)

備考

1 第2710.00号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(a) ~ (f) (省略)

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
27.07	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの			27.07		高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの		括弧内の名称を追加	
2707.10 000	- ベンゾール <u>(ベンゼン)</u>	K G	2707.10 000		- ベンゾール		K G		
2707.20 000	- トルオール <u>(トルエン)</u>	K G	2707.20 000		- トルオール		K G		
2707.30 000	- キシロール <u>(キシレン)</u> (省略)	K G	2707.30 000		- キシロール (省略)		K G		

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		小	大		小	大			
27.10	<p>石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油</p> <p>- 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>- 軽質油及びその調製品</p> <p>- 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）</p> <p>- 撥発油</p> <p>- 低重合度の混合アルキレン</p> <p>- トリプロピレン</p> <p>- その他のもの</p> <p>- 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と減失量加算95%留出温度との温度差が2度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）</p>			27.10 2710.00	<p>石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>- 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）</p> <p>- 撥発油</p> <p>- 低重合度の混合アルキレン</p> <p>- トリプロピレン</p> <p>- その他のもの</p> <p>- 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と減失量加算95%留出温度との温度差が2度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）</p>			廃油を明確化し、軽質油及び調製品と特定有害化合物を含有するものを細分化	
2710.11	<p>111</p> <p>119</p> <p>120</p> <p>（次葉へ）</p>	K L	K G		111 119 120		K L	K G	
		K L	K G				K L	K G	

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
	(前葉より) - - - - その他のもの - - - - 航空機用のもの (アンチノック剤を 加えてないものを含む。) 131 - - - - 温度15度における比重が0.8017以 下のもの			(前葉より) - - - その他のもの - - - - 航空機用のもの (アンチノック剤を加え てないものを含む。) 131 - - - - 温度15度における比重が0.8017以下の もの		
132	- - - - その他のもの - - - - その他のもの	K L K G	132	- - - - その他のもの - - - - その他のもの	K L K G	
181	- - - - 政令で定める石油化学製品の製造 に使用するもの	K L K G	181	- - - - 政令で定める石油化学製品の製造に使 用するもの	K L K G	
136	- - - - 燃料用のもの (政令で定めるもの に限る。) - - - - その他のもの	K L K G	136	- - - - 燃料用のもの (政令で定めるものに限 る。) - - - - その他のもの	K L K G	
137	- - - - 自動車の燃料用のもの	K L K G	137	- - - - 自動車の燃料用のもの	K L K G	
139	- - - - その他のもの - - - - 灯油	K L K G	139	- - - - その他のもの - - 灯油	K L K G	
141	- - - - 低重合度の混合アルキレン - - - - その他のもの	K L K G	141	- - - - 低重合度の混合アルキレン - - - - その他のもの	K L K G	
142	- - - - ノルマルパラフィン (直鎖飽和炭化 水素の含有量が全重量の95%以上の ものに限る。) - - - - その他のもの	K L K G	142	- - - - ノルマルパラフィン (直鎖飽和炭化水素 の含有量が全重量の95%以上のものに限 る。) - - - - その他のもの	K L K G	
143	- - - - ジェットエンジンの燃料用のもの	K L K G	143	- - - - ジェットエンジンの燃料用のもの	K L K G	
149	- - - - その他のもの (次葉へ)	K L K G	149	- - - - その他のもの (次葉へ)	K L K G	

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		K L			K G	
2710.19	<p>(前葉より)</p> <p>150 <u>---- 軽油</u> <u>---- その他のもの</u></p> <p>291 <u>---- 温度15度における比重が0.8494以下のもの</u> <u>---- その他のもの</u></p> <p>293 <u>---- 液状の潤滑剤</u></p> <p>299 <u>---- その他のもの</u> <u>---- その他のもの</u></p> <p>141 <u>---- 石油及び歴青油 (石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。)</u> <u>---- 灯油</u> <u>---- 低重合度の混合アルキレン</u> <u>---- その他のもの</u></p> <p>142 <u>---- ノルマルパラフィン (直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。)</u> <u>---- その他のもの</u></p> <p>143 <u>---- ジェットエンジンの燃料用のもの</u> <u>---- その他のもの</u></p> <p>149 (次葉へ)</p>	<p>K L</p>	<p>K G</p>	<p>150</p> <p>---- 軽油</p> <p>(前葉より)</p>	<p>K L</p> <p>K G</p>	

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		K L			K G	
150	<p>(前葉より)</p> <p>- - - - 軽油</p> <p>- - - - 重油及び粗油</p> <p>- - - - 温度15度における比重が0.9037以下のもの</p> <p>- - - - 製油の原料として使用するもの (関税法第56条第1項 (保税工場の許可) に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以下この号において同じ。)</p>	K L	K G			<p>(前葉より)</p> <p>- - 重油及び粗油</p> <p>- - 温度15度における比重が0.9037以下のもの</p> <p>- - - 製油の原料として使用するもの (関税法第56条第1項 (保税工場の許可) に規定する保税作業によるこれらの物品を原料とする製油により得た製品で、同法第60条第1項 (原料課税) (同法第62条の15 (総合保税地域) において準用する場合を含む。) の税関長の承認を受けたものを含む。以下この号において同じ。)</p>
161	- - - - 重油	K L	K G	161	- - - - 重油	K L
162	<p>- - - - 粗油</p> <p>- - - - その他のもの</p> <p>- - - - 温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度130度以下のもの (本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。) のうち、農林漁業の用に供するもの</p> <p>(次葉へ)</p>	K L	K G	162	<p>- - - - 粗油</p> <p>- - - - その他のもの</p> <p>- - - - 温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度130度以下のもの (本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。) のうち、農林漁業の用に供するもの</p> <p>(次葉へ)</p>	K L

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		K L			K G	
	(前葉より)			(前葉より)		
163	-----重油	K L	K G	163	-----重油	K L
164	-----粗油	K L	K G	164	-----粗油	K L
	-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの			-----その他もの		
165	-----重油	K L	K G	165	-----重油	K L
166	-----粗油	K L	K G	166	-----粗油	K L
	-----その他のもの			-----その他もの		
167	-----重油	K L	K G	167	-----重油	K L
169	-----粗油	K L	K G	169	-----粗油	K L
	-----温度15度における比重が0.9037を超えるもの			-----温度15度における比重が0.9037を超えるもの		
	-----製油の原料として使用するもの			-----製油の原料として使用するもの		
171	-----重油	K L	K G	171	-----重油	K L
172	-----粗油	K L	K G	172	-----粗油	K L
	(次葉へ)			(次葉へ)		

2002年 輸入統計品目表改正

新元(2002年)				旧元(2001年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		KL	KG		KL	KG			
	(前葉より) - - - - - その他のもの - - - - - 硫黄の含有量が全重量の0.3 %以下 のもの - - - - - 重油 - - - - - 粗油 - - - - - その他のもの - - - - - 重油 - - - - - 粗油 - - - - - 潤滑油 (流動パラフィンを含む。) - - - - - 温度15度における比重が0.8494を超 るもの (流動パラフィン、切削油、絕 縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油 、作動油、防錆油その他主として潤滑 用に供しない油に限る。) 並びに溫度 15度における比重が0.8494以下のもの				(前葉より) - - - - - その他のもの - - - - - 硫黄の含有量が全重量の0.3 %以下の もの - - - - - 重油 - - - - - 粗油 - - - - - その他のもの - - - - - 重油 - - - - - 粗油 - - - - - 潤滑油 (流動パラフィンを含む。) - - - - - 温度15度における比重が0.8494を超 るもの (流動パラフィン、切削油、絶縁油及び 航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防 錆油その他主として潤滑用に供しない油に 限る。) 並びに溫度15度における比重が0. 8494以下のもの				
173		KL	KG	173			KL	KG	
174		KL	KG	174			KL	KG	
175		KL	KG	175			KL	KG	
179		KL	KG	179			KL	KG	
	(次葉へ)				(次葉へ)				

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		K L			K G	
	(前葉より) 188 - - - - - 温度15度における比重が0.8494以下のもの - - - - - その他のもの	K L	K G	188 (前葉より) - - - - - 温度15度における比重が0.8494以下のもの の	K L	K G
	193 - - - - - 流動パラフィン	K L	K G	193 - - - - - 流動パラフィン	K L	K G
	194 - - - - - 切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油	K L	K G	194 - - - - - 切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油	K L	K G
	195 - - - - - 焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油	K L	K G	195 - - - - - 焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油	K L	K G
	196 - - - - - その他のもの	K L	K G	196 - - - その他のもの	K L	K G
	199 - - - - - その他のもの	K L	K G	199 - - - その他のもの	K L	K G
	- - - その他のもの			- - その他のもの		
	210 - - - グリース	K L	K G	210 - - グリース	K L	K G
	- - - その他のもの			- - その他のもの		
	291 - - - - - 温度15度における比重が0.8494以下のもの	K L	K G	291 - - - - - 温度15度における比重が0.8494以下のもの	K L	K G
	- - - - - その他のもの			- - - その他のもの		
	293 - - - - - 液状の潤滑剤	K L	K G	293 - - - - - 液状の潤滑剤	K L	K G
	299 - - - - - その他のもの	K L	K G	299 - - - - - その他のもの	K L	K G
	- 廃油					
2710.91	000 - - ポリ塩化ビフェニル (P C B) 、ポリ塩化テルフェニル (P C T) 又はポリ臭化ビフェニル (P B B) を含むもの	K L	K G			
2710.99	000 - - その他のもの	K L	K G			

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物 注 1~2 (省略) 3 この類には、この部の注1の物品を除くほか、次の物品を含まない。 (a)~(c) (省略) (d) 第32.06 項のルミノホアとして使用する種類の無機物及び第32.07 項の ガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの (e)~(h) (省略) 4~8 (省略)	第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物 注 1~2 (省略) 3 この類には、この部の注1の物品を除くほか、次の物品を含まない。 (a)~(c) (省略) (d) 第32.06 項のルミノホアとして使用する種類の無機物 (e)~(h) (省略) 4~8 (省略)		除外物品に第32.07項のガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のものを追加。			

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		小	大		小	大			
28.05	アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム (これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。) 並びに水銀 - アルカリ金属及びアルカリ土類金属 - - ナトリウム - - カルシウム - - その他のもの (削除)			28.05	アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム (これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。) 並びに水銀 - アルカリ金属 - - ナトリウム (新設) - - その他のもの - アルカリ土類金属 - - カルシウム - - ストロンチウム及びバリウム			アルカリ金属とアルカリ土類金属を統合。	
2805.11 000		K G	2805.11 000				K G		
2805.12 000		K G	2805.19 000				K G		
2805.19 000		K G	2805.21 000				K G		
			2805.22 000				K G		
28.09	五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸 (ポリりん酸については、化学的に単一であるかないかを問わない。)			28.09	五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸			化学的に単一でない化合物又は混在した状態で存在する化合物でも28、29類に分類されうることを明確化。	
28.16	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物又は過酸化物 (省略) (削除)			28.16	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物又は過酸化物 (省略)			2816.20号, 30号を40号に統合	
2816.40 000	- ストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	K G	2816.20 000		- ストロンチウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物		K G		
			2816.30 000		- バリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物 (新設)		K G		

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
28.27	塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物 - その他の塩化物 (削除)			28.27	塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物 (省略) - その他の塩化物 (省略)				
2827.39	010 <u>090</u>	- - その他のもの - - - 水銀の塩化物 - - - その他のもの	K G <u>K G</u>	2827.38 2827.39	000 010 <u>020</u>	- - バリウムのもの - - その他のもの - - - 水銀の塩化物 - - - その他のもの	K G K G <u>K G</u>	2827.38号を削除	
28.30	硫化物及び多硫化物 <u>(多硫化物については、化学的に单一であるかないかを問わない。)</u> (省略)			28.30	硫化物及び多硫化物 (省略)			化学的に单一でない化合物又は混在した状態で存在する化合物でも28、29類に分類されることを明確化。	
28.34	亜硝酸塩及び硝酸塩 (省略) - 硝酸塩 (省略) (削除)			28.34	亜硝酸塩及び硝酸塩 (省略) - 硝酸塩 (省略) <u>- ピスマスのもの</u> - - その他のもの (省略) - - - その他のもの				
2834.29	300	- - その他のもの (省略) - - - その他のもの	K G	2834.22 2834.29	000 300	K G	2834.22号を削除		

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
28.35	ホスフィン酸塩 (次亜りん酸塩)、ホスホン酸塩 (亜りん酸塩)、りん酸塩及びポリりん酸塩 (ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。) (省略)			28.35	ホスフィン酸塩 (次亜りん酸塩)、ホスホン酸塩 (亜りん酸塩)、りん酸塩及びポリりん酸塩 (省略)			化学的に単一でない化合物又は混在した状態で存在する化合物でも28、29類に分類されうることを明確化。	
28.36	炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩 (過炭酸塩) 及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの (省略)			28.36	炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩 (過炭酸塩) 及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの (省略)			分類変更なし。炭酸鉛にはいくつかの種類があることから品目表の改善を図った。	
2836.70 000	- 鉛の炭酸塩 (省略)	K G	2836.70 000	- 炭酸鉛 (省略)	K G			2841.40 号を削除	
28.41	オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩 (省略) (削除)			28.41	オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩 (省略)				
2841.50 000	- その他のクロム酸塩及びニクロム酸塩並びにペルオキソクロム酸塩 (省略)	K G	2841.40 000 2841.50 000	- ニクロム酸カリウム - その他のクロム酸塩及びニクロム酸塩並びにペルオキソクロム酸塩 (省略)	K G				

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号		品名	単位	統計品目番号		品名	単位		
28.42		その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩 (アルミニノ けい酸塩 (化学的に単一であるかを問わない。) を含むものとし、アジ化物を除く。)		28.42		その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩 (アジ化物 を除く。)		化学的に単一でな い化合物又は混在 した状態で存在す る化合物でも28、 29類に分類されう ることを明確化。	
2842.10	000	- けい酸の複塩及び錯塩 (アルミニノけい酸塩 (化 学的に単一であるかを問わない。) を含 む。) (省略)	K G	2842.10	000	- けい酸の複塩及び錯塩 (省略)	K G		

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			改正 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
第29類 有機化成品						
注 1 この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。 (a) ~ (b) (省略) (c) 第29.36 項から第29.39 項までの物品、第29.40 項の糖エーテル、 <u>糖アセタール</u> 及び糖エステル並びにこれらの塩並びに第29.41 項の物品（この(c)の物品については、化学的に単一であるかないかを問わない。） (d) ~ (h) (省略) 2~7 (省略) 8 第29.37 項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) 「ホルモン」には、ホルモン放出因子又はホルモン刺激因子、ホルモン阻害剤及びホルモン拮抗剤（抗ホルモン）を含む。 (b) 「主としてホルモンとして使用するもの」には、主としてそのホルモンとしての効果から使用されるホルモン誘導体及び構造類似物だけでなく、この項の物品を合成する際に主として中間体として使用されるホルモン誘導体及び構造類似物を含む。 (省略)						
第29類 有機化成品 注 1 この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。 (a) ~ (b) (省略) (c) 第29.36 項から第29.39 項までの物品、第29.40 項の糖エーテル及び糖エステル並びにこれらの塩並びに第29.41 項の物品（この(c)の物品については、化学的に単一であるかないかを問わない。） (d) ~ (h) (省略) 2~7 (省略) (新設) (省略)						第29.40 項には糖アセタールも含まれることを明記。 「ホルモン」及び「主としてホルモンとして使用するもの」の定義を新設

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		小	大		小	大			
29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体 - 非環式炭化水素の塩素化誘導体 (飽和のものに限る。) (省略) (削除)			29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体 - 非環式炭化水素の塩素化誘導体 (飽和のものに限る。) (省略) <u>- - 1, 2 - ジクロロプロパン (二塩化プロピレン) 及びジクロロブタン</u>			
2903.19	- - その他のもの (省略)	KG	2903.16 000	2903.19	090	- - その他のもの (省略)	KG	2903.16 号を削除	
090	- - - その他のもの (省略)			29.05		- - - その他のもの (省略)			
29.05	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省略) <u>- 非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</u>			2905.50		非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省略) <u>- 非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</u>		麻薬等の貿易動向把握のため号を新設	
2905.51	<u>000 - - エトクロルビノール (INN)</u>	KG	100		900		KG	KG	
2905.59	<u>010 - - ジプロモネオペンチルグリコール (2,2 - ジプロモメチル - 1,3 - プロパン - ジオール)</u>					<u>- - ジプロモネオペンチルグリコール (2,2 - ジプロモメチル - 1,3 - プロパン - ジオール)</u>			
	<u>090 - - その他のもの</u>					<u>- - その他のもの</u>			

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考		
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位			
29.07	フェノール及びフェノールアルコール (省略) - 多価フェノール及びフェノールアルコール (省略)			29.07		フェノール及びフェノールアルコール (省略) - 多価フェノール (省略)		2907.30 号を削除		
2907.29 000	- - その他のもの (削除)	K G	2907.29 000 2907.30 000		- - その他のもの <u>- フェノールアルコール</u>		K G K G			
29.14	ケトン及びキノン(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省略) - 芳香族ケトン(他の酸素官能基を有しないものに限る。)		29.14		ケトン及びキノン(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省略) - 芳香族ケトン(他の酸素官能基を有しないものに限る。)			表記の正確化・分類変更なし。		
2914.31 000	<u>- - フェニルアセトン(フェニルプロパン-2-オン)</u> (省略)	K G	2914.31 000		<u>- - フェニルアセトン(1-フェニルプロパン-2-オン)</u> (省略)		K G			
29.15	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省略)		29.15		飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省略)			表記の正確化		
2915.60 000	<u>- ブタン酸及びペンタン酸並びにこれらの塩及びエステル</u> (省略)	K G	2915.60 000		<u>- 酪酸及び吉草酸並びにこれらの塩及びエステル</u> (省略)		K G			

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考	
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位		
29.18	カルボン酸(他の酸素官能基を有するものに限る。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 - アルコール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 (省略) (削除)		29.18	カルボン酸(他の酸素官能基を有するものに限る。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 - アルコール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 (省略)			
2918.19	<u>- - その他のもの</u> <u>- - - コール酸</u> <u>- - - その他のもの</u> (省略)	<u>KG</u> <u>KG</u>	<u>2918.17</u> 000 <u>2918.19</u> 100 <u>2918.19</u> 200	<u>- - フェニルグリコール酸(マンデル酸)並びにその塩及びエステル</u> <u>- - その他のもの</u> <u>- - - コール酸</u> <u>- - - その他のもの</u> (省略)		2918.17号を削除 KG KG KG	

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考	
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位		
29.20	<p>第8節 <u>非金属の無機酸のエステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</u> (省略)</p> <p><u>非金属のその他の無機酸のエステル</u> (ハロゲン化水素酸エステルを除く。) 及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省略)</p>		29.20	<p>第8節 <u>無機酸のエステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</u> (省略)</p> <p><u>その他の無機酸のエステル</u> (ハロゲン化水素酸エステルを除く。) 及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省略)</p>			無機酸エステルの範囲を明確化
29.21	<p>アミン官能化合物 (省略)</p> <p>- 芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩 (省略)</p>		29.21	<p>アミン官能化合物 (省略)</p> <p>- 芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩 (省略)</p>		無機酸エステルの範囲を明確化	
2921.46	<p><u>- アンフェタミン (INN)、ベンツフェタミン (INN)、デキサンフェタミン (INN)、エチランフェタミン (INN)、フェンカンファミン (INN)、レフェタミン (INN)、レバシンフェタミン (INN)、メフェノレクス (INN) 及びフェンテルミン (INN) 並びにこれらの塩</u></p> <p>- - その他のもの (省略)</p>	K G	2921.49	<p>- - その他のもの (省略)</p>	K G	麻薬等の貿易動向把握のため号を新設	
2921.49			000				

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
29.22	酸素官能のアミノ化合物 - アミノアルコール (二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。) 並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩		29.22	酸素官能のアミノ化合物 - アミノアルコール並びにそのエーテル及びエス		表記の正確化
2922.11 000	- - モノエタノールアミン及びその塩	K G	2922.11 000	テル (二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。) 並びにこれらの塩		
2922.12 000	- - ジエタノールアミン及びその塩	K G	2922.12 000	- - モノエタノールアミン及びその塩	K G	麻薬等の貿易動向
2922.13 000	- - トリエタノールアミン及びその塩	K G	2922.13 000	- - ジエタノールアミン及びその塩	K G	把握のため号を新設
2922.14 000	- - デキストロプロポキシフェン (INN) 及びその塩	K G		- - トリエタノールアミン及びその塩 (新設)		
2922.19 010	- - その他のもの - - - アミノアルコール	K G	2922.19 010	- - その他のもの - - - アミノアルコール	K G	表記の正確化
090	- - その他のもの	K G	090	- - その他のもの	K G	
	- アミノナフトールその他のアミノフェノール (二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。) 並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩			- - アミノナフトールその他のアミノフェノール並びにそのエーテル及びエステル (二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。) 並びにこれらの塩		麻薬等の貿易動向
2922.21 000	- - アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	K G	2922.21 000	- - アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	K G	把握のため号を新設
2922.22 000	- - アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩	K G	2922.22 000	- - アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩	K G	
2922.29 000	- - その他のもの - アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン (二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。) 並びにこれらの塩 (次葉へ)	K G	2922.29 000 2922.30 000	- - その他のもの - - アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン (二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。) 並びにこれらの塩 (次葉へ)	K G	

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
2922.31 000	(前葉より) - - アンフェラモン (INN)、メサドン (INN) 及びノルメサドン (INN) 並びにこれらの中の塩 - - その他のもの	K G		(前葉より) (新設)		表記の正確化
2922.39 000	- アミノ酸 (二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。) 及びそのエステル並びにこれらの塩	K G		(新設)		麻薬等の貿易動向把握のため号を新設
2922.41 000	- - リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	K G	2922.41 000	- - リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	K G	
2922.42 100	- - グルタミン酸及びその塩	K G	2922.42 100	- - グルタミン酸及びその塩	K G	
2922.42 200	- - - グルタミン酸ソーダ	K G	2922.42 200	- - - グルタミン酸ソーダ	K G	
2922.43 000	- - その他のもの	K G	2922.43 000	- - その他のもの	K G	
2922.44 000	- - アントラニル酸及びその塩	K G	2922.43 000	- - アントラニル酸及びその塩	K G	
2922.44 000	- - チリジン (INN) 及びその塩	K G	2922.49	(新設)		
2922.49 010	- - その他のもの	K G	2922.49 010	- - その他のもの	K G	
2922.49 090	- - - アミノ酸	K G	2922.49 090	- - - アミノ酸	K G	
2922.50 000	- - - その他のもの	K G	2922.50 000	- - - その他のもの	K G	
2922.50 000	- アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有する他のアミノ化合物	K G	2922.50 000	- アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有する他のアミノ化合物	K G	
29.23	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド (レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。) (省略)	K G	29.23	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド (省略)	K G	化学的に単一でない化合物又は混在した状態で存在する化合物でも28、29類に分類されることを明確化。

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			改正 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
29.24	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 - 非環式アミド (非環式カルバマートを含む。) 及びその誘導体並びにこれらの塩		29.24 2924.10	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 - 非環式アミド (非環式カルバマートを含む。) 及びその誘導体並びにこれらの塩		麻薬等の貿易動向把握のため号を新設
2924.11 000	- - メプロバメート (INN)	K G	010	- - 2 - アクリルアミド - 2 - メチルプロパンスルホン酸及びオキサミド	K G	
2924.19 010	- - その他のもの - - - 2 - アクリルアミド - 2 - メチルプロパンスルホン酸及びオキサミド	K G	022	- - その他のもの	K G	
022	- - - オキサミド	K G	029	- - - オキサミド	K G	
029	- - その他のもの - 環式アミド (環式カルバマートを含む。) 及び その誘導体並びにこれらの塩	K G		- - その他のもの - 環式アミド (環式カルバマートを含む。) 及び その誘導体並びにこれらの塩	K G	
2924.21 000	- - ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩 (削除)	K G	2924.21 000 2924.22 000	- - ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩 - - 2 - アセトアミド安息香酸 (新設)	K G K G	号の範囲を拡大し 、 2 - アセトアミド安息香酸の塩を 同号に含めた
2924.23 000	- - 2 - アセトアミド安息香酸 (N - アセチルアントラニル酸) 及びその塩	K G		(新設)		
2924.24 000	- - エチナメート (INN)	K G		- - その他のもの	K G	麻薬等の貿易動向把握のため号を新
2924.29 000	- - その他のもの	K G	2924.29 000			

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)				改正 (2001年)				備考		
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位			
29.25	カルボキシimid官能化合物(サッカリン及びその塩を含む。)及びイミン官能化合物 - イミド及びその誘導体並びにこれらの塩 (省略) <u>- グルテチミド (INN)</u>		K G	29.25	カルボキシimid官能化合物(サッカリン及びその塩を含む。)及びイミン官能化合物 - イミド及びその誘導体並びにこれらの塩 (省略) (新設)			麻薬等の貿易動向把握のため号を新設		
2925.12	<u>000</u>									
2925.19	- - その他のもの - - - <u>エチレンビスプロモノルボルナンジカルボキシド</u> 及びエチレンビステトラプロモタルイミド 900 - - その他のもの (省略)	K G	2925.19	100	- - その他のもの - - - <u>エチレンビスプロモノルボルナンジカルボキシミド</u> 及びエチレンビステトラプロモタルイミド - - - その他のもの (省略)	K G				
	100				900					
29.26	ニトリル官能化合物 (省略) <u>- フエンプロポレクス (INN) 及びその塩並びにメサドン (INN) 中間体 (4-シアノ-2-ジメチルアミノ-4,4-ジフェニルブタン)</u>		K G	29.26	ニトリル官能化合物 (省略) (新設)			麻薬等の貿易動向把握のため号を新設		
2926.30	<u>000</u>		K G							
2926.90	000 - その他のもの	K G	2926.90	000	- その他のもの		K G			

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)				改正 (2001年)				備考		
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位			
29.32	複素環式化合物 (ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。) (省略) - その他のもの (省略) - - テトラヒドロカンナビノール (すべての異性 体を含む。)			29.32	複素環式化合物 (ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。) (省略) - その他のもの (省略) (新設) - - その他のもの					
2932.95	000		K G	2932.99	000		K G	麻薬等の貿易動向把握のため号を新設		
2932.99	000	- - その他のもの	K G							

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
29.33	複素環式化合物 (ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。) (省略) - 非縮合ピリジン環 (水素添加してあるかないかを問わない。) を有する化合物 (省略)		29.33	複素環式化合物 (ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。) (省略) - 非縮合ピリジン環 (水素添加してあるかないかを問わない。) を有する化合物 (省略) (新設)		麻薬等の貿易動向把握のため号を新設
2933.33	<u>000</u>	<u>- アルフェンタニール (INN)、アニレリジン (INN)、ベジトラミド (INN)、プロマゼパム (INN)、ジフェノキシン (INN)、ジフェノキシレート (INN)、ジピパノン (INN)、フェンタニール (INN)、ケトベミドン (INN)、メチルフェニデート (INN)、ペンタゾシン (INN)、ペチジン (INN)、ペチジン (INN) 中間体A、フェンシクリジン (INN) (PCP)、フェノペリジン (INN)、ピプラドロール (INN)、ピリトラミド (INN)、プロピラム (INN) 及びトリメペリジン (INN) 並びにこれらの塩</u>	K G	2933.39	<u>- - その他のもの</u> (省略)	
2933.39	220	<u>- - その他のもの</u> (省略) - - - - その他のもの (次葉へ)	K G	220	<u>- - その他のもの</u> (省略) - - - - その他のもの (次葉へ)	K G

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
2933.41	000	(前葉より) - キノリン環又はイソキノリン環(水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したもの除去。)を有する化合物 - - レボルファノール(INN)及びその塩 - - その他のもの	K G	2933.40	(前葉より) - キノリン環又はイソキノリン環(水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したもの除去。)を有する化合物	
2933.49	100	- - - デキストロ-3-ヒドロキシ-N-メチルモルヒナン及び臭化水素酸デキストロ-3-メトキシ-N-メチルモルヒナン - - その他のもの	K G	100	- - デキストロ-3-ヒドロキシ-N-メチルモルヒナン及び臭化水素酸デキストロ-3-メトキシ-N-メチルモルヒナン - - その他のもの	K G
2933.52	900	- - ピリミジン環(水素添加してあるかないかを問わない。)又はピペラジン環を有する化合物 - - マロニル尿素(バルビツル酸)及びその塩	K G	2933.51	- - マロニル尿素(バルビツル酸)及びその誘導体並びにこれらの塩 (新設)	K G
2933.53	000	- - アロバルビタール(INN)、アモバルビタール(INN)、バルビタール(INN)、ブタルビタール(INN)、ブトバルビタール、シクロバルビタール(INN)、メチルフェノバルビタール(INN)、ペントバルビタール(INN)、フェノバルビタール(INN)、セクブタバルビタール(INN)、セコバルビタール(INN)及びビニルビタール(INN)並びにこれらの塩	K G			
2933.54	000	- - その他のマロニル尿素(バルビツル酸)の誘導体及びその塩 (次葉へ)	K G		(次葉へ)	

2002年 輸入統計品目表改正

新 (2 0 0 2 年)				旧 (2 0 0 1 年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		小	大		小	大			
2933.55	000	(前葉より) - - ロプラゾラム (INN)、メクロカロン (INN)、メタカロン (INN) 及びジペプロール (INN) 並びにこれらの塩			(前葉より) (新設)			麻薬等の貿易動向把握のため号を新設	
2933.59	400	- - その他のもの (省略) - - - その他のもの (省略) - ラクタム	KG	2933.59	400	- - その他のもの (省略) - - - その他のもの (省略) (新設)	KG	麻薬等の貿易動向把握のため号を新設	
2933.71	000	- - 6 - ヘキサンラクタム (イブソロン - カプロラクタム)	KG	2933.71	000	- - 6 - ヘキサンラクタム (イブソロン - カプロラクタム)	KG	麻薬等の貿易動向把握のため号を新設	
2933.72	000	- - クロバザム (INN) 及びメチブリロン (INN)	KG			(新設)			
2933.79	000	- - その他のラクタム - その他のもの	KG	2933.79	000	- - その他のラクタム - その他のもの	KG	麻薬等の貿易動向把握のため号を新設	
2933.91	000	- - アルプラゾラム (INN)、カマゼパム (INN)、クロルジアゼポキシド (INN)、クロナゼパム (INN)、クロラゼペート、デロラゼパム (INN)、ジアゼパム (INN)、エスタゾラム (INN)、ロフラゼプ酸エチル (INN)、フルジアゼパム (INN)、フルニトラゼパム (INN)、フルラゼパム (INN)、ハラゼパム (INN)、ロラゼパム (INN)、ロルメタゼパム (INN)、マジンドール (INN)、メダゼパム (INN)、ミダゾラム (INN)、ニメ			(新設)				
		(次葉へ)			(次葉へ)				

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
2933.99	<p>(前葉より)</p> <p><u>タゼパム (INN)、ニトラゼパム (INN)</u> <u>)、ノルダゼパム (INN)、オキサゼパム</u> <u>(INN)、ピナゼパム (INN)、プラゼ</u> <u>パム (INN)、ピロバレロン (INN)、</u> <u>テマゼパム (INN)、テトラゼパム (IN</u> <u>N) 及びトリアゾラム (INN) 並びにこれ</u> <u>らの塩</u> <u>- - その他のもの</u> <u>- - - 塩酸ヒドララジン</u> <u>- - - その他のもの</u> </p>	<u>K G</u> <u>K G</u> <u>K G</u>	<u>011</u> <u>099</u>	<p>(前葉より)</p> <p><u>- - 塩酸ヒドララジン</u> <u>- - その他のもの</u></p>	<u>K G</u> <u>K G</u>	
010						
090						

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
29.34	核酸及びその塩 <u>(化学的に単一であるかないかを問わない。)</u> 並びにその他の複素環式化合物 (省略)			29.34	核酸及びその塩並びにその他の複素環式化合物 (省略)			化学的に単一でない化合物又は混在した状態で存在する化合物でも28、29類に分類されうることを明確化。	
2934.91	<u>- その他のもの</u> - - アミノレクス (INN)、プロチゾラム (INN)、クロチアゼパム (INN)、クロキサゾラム (INN)、デキストロモラミド (INN)、ハロキサゾラム (INN)、ケタゾラム (INN)、メソカルブ (INN)、オキサゾラム (INN)、ペモリン (INN)、フェンジメトラジン (INN)、フェンメトラジン (INN) 及びスフェンタニル (INN) 並びにこれらの塩			2934.90	<u>- その他のもの</u>			麻薬等の貿易動向把握のため号を新設	
2934.99	<u>- その他のもの</u> - - スルトン及びスルタム <u>- その他のもの</u>	K G	K G	020	<u>- - スルトン及びスルタム</u> <u>- その他のもの</u>	090	K G	K G	
010									
090									

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		小	大		小	大			
29.37	<p>ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)並びにこれらの誘導体及び構造類似物(主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。)</p> <p>- ポリペプチドホルモン、たんぱく質ホルモン及び糖たんぱく質ホルモン並びにこれらの誘導体及び構造類似物</p>			29.37				ホルモンの範囲を明確化し、号を再構成	
2937.11 000	<p>- - ソマトトロピン並びにその誘導体及び構造類似物</p> <p>- - インスリン及びその塩</p> <p>- - その他のもの</p>			2937.10 000			- 脳下垂体前葉ホルモンその他これに類するホルモン及びこれらの誘導体	G R	
2937.12 000				2937.21 000			- - 副腎皮質ホルモン及びその誘導体	G R	
2937.19 000				2937.22 000			- - コルチゾン、ヒドロコルチゾン、プレドニゾン(デヒドロコルチゾン)及びプレドニゾロン(デヒドロヒドロコルチゾン)	G R	
2937.21 000	<p>- - コルチゾン、ヒドロコルチゾン、プレドニゾン(デヒドロコルチゾン)及びプレドニゾロン(デヒドロヒドロコルチゾン)</p> <p>- - コルチコステロイドホルモンのハロゲン化誘導体</p>			2937.29 000			- - 副腎皮質ホルモンのハロゲン化誘導体	G R	
2937.22 000				2937.91 000			- - その他のもの	G R	
2937.23 000				2937.92 000			- - インスリン及びその塩	G R	
2937.29 000	<p>- - エストロゲン及びプロゲストゲン</p> <p>- - その他のもの</p> <p>- カテコールアミンホルモン並びにその誘導体及び構造類似物</p>			2937.99 000			- - エストロゲン及びプロゲストゲン	G R	
2937.31 000	- - エピネフリン						- - その他のもの	G R	
2937.39 000	- - その他のもの								
	(次葉へ)								

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考
統計品目番号		品名	単位	統計品目番号		品名	単位	
2937.40	000	(前葉より) - アミノ酸誘導体	GR					
2937.50	000	- プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン並びにこれらの誘導体及び構造類似物	GR					
2937.90	000	- その他のもの	GR					
29.39		植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 - あへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩		29.39		植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 - あへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩		麻薬等の貿易動向把握のため号を新設
2939.11	000	- - けしがら濃縮物並びにブレノルフィン(ИН)、コデイン、ジヒドロコデイン(ИН)、エチルモルヒネ、エトルフィン(ИН)、ヘロイン、ヒドロコドン(ИН)、ヒドロモルホン(ИН)、モルヒネ、ニコモルヒネ(ИН)、オキシコドン(ИН)、オキシモルホン(ИН)、フォルコジン(ИН)、テバコン(ИН)及びテバイン並びにこれらの塩		2939.10	000			KG
2939.19	000	- - その他のもの (省略) - エフェドリン類及びその塩 (省略) (次葉へ)	KG			(省略) - エフェドリン類及びその塩 (省略) (次葉へ)		

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
	(前葉より)			(前葉より)		
2939.43 000	<u>- - カチン (INN) 及びその塩</u>	K G	2939.49 000	(新設)		
2939.49 000	- - その他のもの	K G	2939.50 000	- - その他のもの		K G 麻薬等の貿易動向把握のため号を新設
	<u>- テオフィリン及びアミノフィリン (テオフィリン - エチレンジアミン) 並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩</u>			<u>- テオフィリン及びアミノフィリン (テオフィリン - エチレンジアミン) 並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩</u>		
2939.51 000	<u>- - フェネチリン (INN) 及びその塩</u>	K G		(新設)		
2939.59 000	- - その他のもの	K G	2939.70 000	(省略)		K G 麻薬等の貿易動向把握のため号を新設
	(省略)		2939.90 100	- ニコチン及びその塩		
	(削除)			- その他のもの		K G 2939.70号を削除
	<u>- その他のもの</u>			<u>- - エクゴニン、コカイン、塩酸コカイン、硫酸コカイン及びテオプロミン</u>		
2939.91 000	<u>- - コカイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メタンフェタミン (INN) 及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、エスカル及ぼその他の誘導体</u>	K G				K G 麻薬等の貿易動向把握のため号を新設
2939.99 100	- - その他のもの	K G				
	<u>- - - テオプロミン</u>	K G				
	<u>- - - その他のもの</u>			<u>- - その他のもの</u>		
210	<u>- - - - コカ葉アルカロイド、1 - フェニル - 1 - クロロ - 2 - メチルアミノプロパン、1 - フェニル - 1 - クロロ - 2 - ジメチルアミノプロパン、1 - フェニル - 2 - ジメチルアミノプロパン及びこれらの塩</u>	K G	210	<u>- - - - コカ葉アルカロイド、1 - フェニル - 1 - クロロ - 2 - メチルアミノプロパン、1 - フェニル - 1 - クロロ - 2 - ジメチルアミノプロパン、1 - フェニル - 2 - ジメチルアミノプロパン及びこれらの塩</u>		
220	<u>- - - - ベラドンナ葉の左旋性アルカロイド</u>	K G	220	<u>- - - - ベラドンナ葉の左旋性アルカロイド</u>		K G
230	<u>- - - - その他のもの</u>	K G	230	<u>- - - - その他のもの</u>		K G

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
29.40 2940.00	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、 <u>糖アセタール</u> 、糖エステル、糖エーテルの塩、 <u>糖アセタールの塩</u> 及び糖エステルの塩（第29.37 項から第29.39 項までの物品を除く。）		29.40 2940.00	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖エステル、糖エーテルの塩及び糖エステルの塩（第29.37 項から第29.39 項までの物品を除く。）		第29.40 項には糖アセタールも含まれることを明記